

第30号議案

平成28年度蒲郡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度蒲郡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水栓数	32,866 栓
(2) 年間総給水量	9,500,000 m ³
(3) 一日平均給水量	26,027 m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水管布設等事業	902,660 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,894,400 千円
第1項 営業収益	1,745,889 千円
第2項 営業外収益	148,481 千円
第3項 特別利益	30 千円

支 出	
第1款 水道事業費用	1,688,400 千円
第1項 営業費用	1,644,458 千円
第2項 営業外費用	33,912 千円
第3項 特別損失	30 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額889,600千円は過年度分損益勘定留保資金889,600千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	234,700 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円
第2項 負担金	90,595 千円
第3項 分担金	40,065 千円
第4項 補助金	104,030 千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 124, 300千円
第1項 建設改良費	1, 048, 948千円
第2項 企業債償還金	75, 352千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
水道施設修繕事業	平成29年度	6, 500

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、60, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 139, 302千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10, 270千円と定める。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉